

令和2年9月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和2年9月4日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和2年9月4日 午前9時宣告

開 議 令和2年9月4日 午前9時宣告（第1日）

応招議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	町 民 課 長	和田 強
副 町 長	中澤 一眞	病院事務局長	渡辺 公平
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	真辺 美紀	教 育 次 長	吉野 広昭
総 務 課 長	麻田 正志	産業振興課長	森田 修弘
チーム佐川推進課長	田村 正和	建 設 課 長	池内 伸雄
税 務 課 長	田村 秀明	監 査 委 員	上田 益英

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 片岡 雄司

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

会議録署名議員の指名 議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。
8 番 片岡 勝一 11 番 中村 卓司

令和2年9月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和2年 9月 4日 午前9時開議

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 諸 般 の 報 告 |
| 日程第4 | 行 政 報 告 |
| 日程第5 | 陳情について |
| 日程第6 | 報告第 4 号 令和元年度財政健全化判断比率の報告について |
| 日程第7 | 報告第 5 号 令和元年度資金不足比率の報告について |
| 日程第8 | 報告第 6 号 債権の放棄について |
| 日程第9 | 報告第 7 号 専決処分の報告について |
| 日程第10 | 同意案第11号 佐川町教育委員会委員の任命について |
| 日程第11 | 認定第 1 号 令和元年度佐川町一般会計の決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第 2 号 令和元年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の
認定について |
| 日程第13 | 認定第 3 号 令和元年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定
について |
| 日程第14 | 認定第 4 号 令和元年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決
算の認定について |

日程第15	認定第 5 号	令和元年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について
日程第16	認定第 6 号	令和元年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について
日程第17	認定第 7 号	令和元年度佐川町水道事業会計の決算の認定について
日程第18	認定第 8 号	令和元年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について
日程第19	議案第 6 0 号	令和 2 年度佐川町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第20	議案第 6 1 号	令和 2 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第21	議案第 6 2 号	令和 2 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第22	議案第 6 3 号	令和 2 年度佐川町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第23	議案第 6 4 号	令和 2 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第24	議案第 6 5 号	佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第 6 6 号	令和元年度佐川町水道事業会計利益剰余金の処分について
日程第26	議案第 6 7 号	工事請負契約の締結について
日程第27	議案第 6 8 号	工事請負契約の締結について
日程第28	議案第 6 9 号	工事請負契約の変更契約の締結について
日程第29	議案第 7 0 号	物品購入契約の締結について

議長（岡村統正君）

おはようございます。ただいまから令和２年９月佐川町議会定例会を開催します。

ただいまの出席議員数は１４人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定によって、８番、片岡勝一君、１１番、中村卓司君を指名します。

日程第２、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長（永田耕朗君）

おはようございます。９月定例会の会期及び運営につきまして、８月２８日に議会運営委員会を開催し審議した結果を報告します。

本日９月４日を開会日とし、報告、同意、認定議案の上程、説明までとし、終了後、各常任委員会を開きます。５日土曜日、６日月曜日は休会とします。訂正します。５日土曜日、６日日曜日は休会とします。７日月曜日、８日火曜日は一般質問を行います。９日水曜日は休会とし、決算勉強会をします。１０日木曜日も休会とし、決算勉強会及び議員全員協議会を開きます。１１日金曜日は、議案質疑、討論、採決等を行い閉会とします。

本定例会の会期は、９月４日から１１日までの８日間に決定しましたので報告します。

なお、運営については議長に一任いたしますので、よろしくお願いをいたします。

議長（岡村統正君）

お諮りします。

本定例会の会期を議会運営委員長の報告のとおり、本日から９月１１日までの８日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から１１日までの８日間に決定しました。

日程第３、諸般の報告を行います。

新型コロナウイルス感染症による現況はいまだ変わらず、収束の

見通しが立っていない状況の中、感染リスクを背負いながら日々業務に奮闘されている方々におかれまして、この場をお借りし、心より感謝を申し上げます。

一日でも早い原状回復と生活に戻ることを切に望んでおります。

今月に入り、台風等による自然災害の多い時期と重なってまいりました。コロナ禍に配慮しつつ、災害防止対策も大いに念頭に置き、迅速に対応できる体制にしておかなければなりません。災害を最小限に防ぐには官・民一体となり個人一人一人が危機管理意識を常に持ち合わせ、準備を整えることが大切であると考えます。

それでは6月定例会後の重立ったものについて報告します。

これまでに開催され参加または報告を受けました会合においてはソーシャルディスタンスを保ちながら、3密を避けたものであったことを申し添えておきます。

6月18日、あったかふれあいセンター夢まち開所式が「さかわ夢まちランド」内にて行われ出席しました。当日はあいにくの雨でありましたが、開所を祝う関係者の方々の出席のもと和やかに行われました。

6月19日、令和2年第2回日高村佐川町学校組合議会が開催され、出席しました。提出されました議案は承認1件、報告1件で、いずれも原案のとおり、可決されました。

8月9日、国道33号「いの～越知」に関する勉強会がJA高知県佐川支所にて行われました。国道33号整備促進期成同盟会高知県協議会主催によるものであり、地元選出国會議員の来賓もありました。勉強会では国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所所長による「道路を取りまく地域の現状と課題」など説明を受けました。安全で快適・便利な暮らしをめざし、「命の道」につながる大切な整備事業だと捉えております。

8月17日、地域共生交流拠点ぷらっとホームさかわ開所式のご案内をうけ、出席し祝辞を申してまいりました。誰でも気軽に立ち寄れる地域の交流拠点施設であり、人と人との交流が希薄になりつつある昨今に於いて、しっかりとその役割を担ってくれることと願っております。

8月24日、町村議会議長研修会及び県政に対する意見交換会が高知県自治会館で開催され、出席してまいりました。研修会では「新型コロナウイルス感染症関連」の「地方財源の確保について」「第2

波・第3波に備えた国及び県の補助金、給付金について」「感染症対応の目安について」「災害時の避難所の対策について」「緊急自然災害防止対策事業費の今後の見通しについて」県の担当課長から説明があり、意見交換を行ってまいりました。またその後「県政の諸課題について」濱田知事の講演があり、拝聴してまいりました。

8月31日、高吾北広域町村事務組合議会第3回定例会が開催され事務局より報告を受けました。提出されました議案は、令和元年度高吾北広域町村事務組合一般会計等歳入歳出決算の認定1件、報告1件、補正予算案4件であり、いずれの議案も原案のとおり決定されました。また高吾北広域町村事務組合議会議長に仁淀川町の若藤議長が選出されました。

9月2日、令和2年度地域に根ざした佐川高等学校を後援する会総会が開催され出席しました。同校の教育の発展を図ることを目的とした会で、構成会員は日高村・越知町・仁淀川町・佐川町の首長および議長で構成されております。近年は生徒数減少が懸念されているところではありますが、独自の工夫を凝らした取り組みが活かされ、生徒たちがいきいきと学校生活を過ごしている様子がうかがえました。今後も引き続き、魅力ある学校づくりを支援し、応援していきたいと考えております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長（堀見和道君）

皆様、おはようございます。本日は、議員の皆様方のご出席をいただき、令和2年9月佐川町議会定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。また、日頃は町政運営につきまして御指導、御協力をいただきまして改めて御礼申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。

初めに、道の駅整備事業について報告いたします。

本年3月から道の駅基本計画策定委員会を開催し、町内各分野における代表の方や有識者の皆様から、貴重な御意見をいただき、基本計画の策定作業を行ってまいりましたが、8月3日に基本計画の最終案について御審議いただきました。

本計画におきましては、道の駅の基本コンセプトは「植物が中心にある町」とし、道の駅の名称を「まきのさんの道の駅・佐川」といたしました。

基本コンセプトと名称につきましては、佐川町の持つ独自性や強み、また計画地の周辺環境や立地条件、総合計画や地方創生総合戦略で進めているまちづくりの方向性に加え、基本構想住民ワークショップでいただいた数々のアイデアが凝縮された、佐川町らしい基本コンセプトと道の駅の名称であると考えております。

また、基本構想で掲げたコンセプト「ごちそう佐川」につきましては、佐川の美味しいご馳走で皆さんを温かくおもてなしをする、運営コンセプトに位置づけました。これから基本設計に着手し、本格的な施設整備を始めることとしており、本定例会に基本設計に係る委託料を補正予算として計上しております。

これまで、道の駅事業に関わるワークショップや検討委員会などに、多くの町民の皆様にご参加いただき、色々な思いやアイデアをお出しいただいたことに、この場をお借りして感謝を申し上げます。全ての町民の同意を得て進めることの難しい事業ではありますが、前向きな意見を頂戴する中で、基本計画の策定まで事業を進めることができました。これもひとえに、チーム佐川としてのまちづくりについて、多くの住民の皆様にご参加いただき、また主役になっていただき、進めることができたからだ、ありがたく思います。

道の駅が、町民の皆様から愛され、また遠方から目的地として来ていただける、「植物のまち」佐川町にふさわしい素晴らしい施設、場所となるよう、皆様のお力をお借りし、更に取り組みを進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業について報告いたします。

まず、10万円の特別定額給付金事業について報告いたします。

町内 6,112 世帯、1 万 2,669 人の住民に対し、申請書類を送付し、5 月 14 日より郵送申請の受付を始めました。8 月 13 日の申請締め切りまでの間に、6,103 世帯、1 万 2,660 人の方から申請をいただき、合計 12 億 6,600 万円の給付金を支給させていただきました。

役場に設置しておりました、給付金相談窓口での電話相談や窓口での相談対応に加え、高齢者の方には健康福祉課職員による声掛けを行い、広報紙、防災無線での呼びかけや、職員による個別訪問を実施した結果、給付率は 99.9%の実績となっております。

今後につきましては国への報告事務だけが残っており、その他の事務は完了したことから、チーム佐川推進課内に設置しております。

た、給付金相談窓口も廃止させていただきました。

次に、佐川町社会福祉協議会が設立した「コロナに負けん！チーム佐川支えあい基金」に関する内容について報告いたします。

まずは、基金への寄附の状況について説明いたします。大変ありがたいことに、多くの町民の方から思いのこもった御寄附をいただいております。8月31日時点で56件、総額548万9千円の寄附金が寄せられております。この寄附金につきましては、9月30日まで受け付けております。

次に支援策について報告いたします。事業者向けの支援といたしましては、まず、5月21日より6月30日までの申請期間で、「チーム佐川支えあい事業者給付金」と「チーム佐川飲食店等感染症防止対策給付金」の2つの支援策を実施いたしました。

「チーム佐川支えあい事業者給付金」につきましては、国の「持続化給付金」の対象とならない、月の売上減少が前年比30%を超え50%未満の事業者に対しまして、一律10万円の給付金を支給するもので、42件の給付を実施いたしました。また、国の「持続化給付金」の対象となっているものの、その売上減少が甚大な事業者に対しましては、給付金として50万円を上限に給付することとし、12件の給付を実施いたしました。

「チーム佐川飲食店等感染症防止対策給付金」につきましては、飲食店や理美容業などの事業者に対して、感染防止対策を行うことを前提に一律10万円の給付金を支給するもので、118件の給付を実施いたしました。

これらの2つの給付金に加え、新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が全ての都道府県で解除された後も感染防止対策の徹底・継続が求められる状況を踏まえて、多くの来店客が見込まれる量販店やコンビニエンスストア等に対して、新たな支援を行うことといたしました。それは、所属する業界団体が策定した感染防止ガイドラインに沿った取り組みを徹底するなど感染防止対策の徹底・継続を行うことを前提に、一律10万円を「チーム佐川量販店等感染症防止対策給付金」として支給するもので、申請期限の8月31日までに10件の申請を受け付けております。

また、その他の事業者向けの支援といたしましては、5月21日から7月20日まで役場産業振興課に設置した事業者向けの支援窓口におきまして、「コロナに負けん！チーム佐川支えあい基金」による

給付金の受け付けに加え、国の持続化給付金などの申請をお手伝いさせていただきました。この期間において、延べ 168 事業者より相談を受け、役場で用意したパソコンを活用し、国の持続化給付金については 39 件の申請を、家賃支援給付金については 2 件の申請をサポートさせていただきました。

次に、新たな事業者向けの支援といたしまして、「飲食店新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン徹底給付金」と「チーム佐川公共交通応援給付金」の 2 つの支援策を実施しております。

1 つ目は「飲食店新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン徹底給付金」です。これは、全国各地で飲食店などにおいて多くのクラスターが発生している事例があり、本県でも感染経路不明の感染が散発的に発生し、市中感染の発生が否定できない状況になっていることを踏まえ、県が示す新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守し、ガイドラインの自己チェックをしていただき、チェックポイントをクリアした上で、「新型コロナウイルス対策中！」のポスターを掲示していただいている飲食店の事業者に対し、一律 10 万円を支給するもので、9 月 3 日から 9 月 30 日までを申請期間として受付を開始しております。

2 つ目は「チーム佐川公共交通応援給付金」です。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、町内における経済活動を促すことにより、地域公共交通の現在から将来にわたる安定的な運行並びに町民の皆様の日常的な移動手段を確保することを目的に、タクシー事業者に対して 1 事業者当たり一律 10 万円を支給することとしております。なお、この支援策は、町内に本社及び営業所を置き、所属する業界団体が策定した感染防止ガイドラインに沿った取り組みを徹底するなど感染防止対策を行い、引き続き感染の拡大防止に協力する意思のあるタクシー事業者に対して給付するものであります。現在、町内事業者 6 社に対して事業広報を行い、9 月 3 日から申請を受け付けております。

次に、基金を利用した個人向けの支援といたしましては、社会福祉協議会が窓口となり「緊急小口資金」の貸付対象者に 3 万円の給付金を支給しておりますが、8 月 31 日時点の給付実績は、35 件、105 万円となっており、受給された方からは「生活のつなぎに大変助かる」といった声をいただいております。

新たな個人向けの支援策といたしまして、非正規雇用の方や日雇

いの方など、経済の影響を受けやすい労働者の生活を少しでも支えるため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、月給が3割以上、かつ3万円以上減収した町民の方を対象に、3万円の給付金を支給することにしております。

現在、申請手続きや詳細な要件については、社会福祉協議会で準備を進めており、10月より受付を開始する予定としております。

次に7月21日の臨時議会でご承認をいただきました商店街プレミアム商品券事業について報告いたします。

プレミアム付き商品券の購入につきましては、8月3日から8月24日の申込期間に1,092人の方からの申し込みがあり、申込者全員に8月28日に商工会より購入引換券を発送しております。商品券の販売期間につきましては、9月1日より11月27日までとしており、商品券の使用期間は、9月1日より令和3年1月31日までとしております。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金及びチームさかわ子ども応援給付金について報告いたします。

町では、新型コロナウイルス感染症の子育て世帯への影響を考慮し、国による給付金に町独自の給付金を加え、児童手当の受給世帯に対しまして、子ども1人当たり2万円を支給しております。

給付実績は、公務員以外の一般対象者につきましては、676世帯、対象児童1,210人全員の給付が完了しております。公務員の対象世帯につきましては、8月31日時点で、109世帯、184人に給付しております。なお、給付金の申請期限は9月30日までとなっております。

続きまして、各課の所管事項について、報告をさせていただきます。

初めに、チーム佐川推進課の所管事項でございます。

初めに「さかわぐるぐるバス」事業について報告いたします。

7月9日に令和2年度第1回佐川町地域公共交通会議を開催いたしました。

まず、全体の利用状況について報告をさせていただきました。昨年10月から本年5月までの全路線利用者数は5,613人、また全路線一便あたりの平均利用者数は2.31人であり、前年同期間の実績と比較いたしますと、利用者数で347人の増、平均利用者数で0.15ポイントの増となっております。4月と5月につきましては新型コロナ

ウイルス感染症拡大の影響により、利用者数は減少し、4月はマイナス118人、5月はマイナス192人となったものの、期間全体としてみれば利用者数は増えてきており、新型コロナウイルス感染症の影響は限定的であったと考えております。さらに運行開始以来の推移をみましても、徐々に利用者が増えてきており、地域の住民の皆様への身近な足として機能しつつあると考えております。

また、一部の路線について、経路の変更と追加を承認いただきましたので、本年10月1日より鳥の巣地区と南谷地区での新たな運行を開始する予定にしております。

今後も、より使いやすく、身近な移動手段となるよう、住民の皆様からのご意見をお聞きしながら、利便性を高める取り組みを進めてまいります。

次に観光事業について報告いたします。

8月広報にも特集として掲載させていただきました、JR四国の新しい観光列車「志国土佐時代（とき）の夜明けものがたり」の運行が始まりました。7月4日の初日には佐川駅での下り一番列車の出迎えに住民の方約50人が集まり、揃いの法被や、のぼり旗に加えメッセージボードを掲げて歓迎をしてくださいました。運行開始から町内の沿線におきましても、観光協会のみなさんを初め、集落活動センターのみなさん、小学校、保育園、住民のみなさんが「お手ふり」の歓迎をしてくださっております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、4月の運行開始予定から2カ月半遅れの開始となりましたが、コロナ禍で落ち込む観光を活気づける存在として期待をしております。

また、町の取り組みとしまして、高知県の「リョーマの休日キャンペーン」モニターツアー造成事業費補助金への上乗せ・拡充を行っております。コロナ禍の中、窮屈な生活を強いられていた住民の皆様が、町内施設を訪れ、新たな出会いや発見をしながら楽しむことのできるツアーに参加することで、停滞していた住民活動の再開のきっかけになることを期待しております。

現在、モニターツアーへの参加者の募集をすでに行っており、8月22日の土曜日に実施されました「親子で町内をめぐりピザ作りの体験ができる夏休みツアー」を皮切りに順次、ツアーを開催していただく予定にしております。住民の皆様には、あらためて町内をめぐり、それぞれの施設での出会いや発見を楽しんでいただけたらと

考えております。また、モニターツアーの開催に加え、町内で、かき氷を食べ歩く「さかわかき氷街道 2020」も開催しております。ぜひ、多くの住民の皆様にも、ご参加いただけたらと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、牧野公園整備事業について報告いたします。

牧野公園では、牧野富太郎博士ゆかりの山野草の植栽を進めるなど、四季を通じて楽しめる公園になるよう、猛暑が続いた 8 月にも、多くの方々がボランティア活動に参加をしてくださっております。ボランティアの皆様には心から感謝申し上げます。

7 月 29 日には、牧野博士をテーマにしたアイスクリームを企画販売する、株式会社フタガミ様と佐川町との間で、「牧野博士がとりもつ協働事業」の式典を名教館でとり行いました。

式典では、株式会社フタガミの松岡社長から、アイスクリームの売り上げの一部として、公園整備に必要な資材を御寄附いただきましたので、ボランティアグループの皆様に活用していただきたいと考えております。

式典後はボランティアグループによるガイドで牧野公園を散策し、楽しんでいただくことができました。

次に、総務課の所管事項でございます。

まず、ふるさと寄附について報告いたします。

昨年度の寄附受入件数は 8,202 件、金額は 1 億 7,689 万 2,460 円となり、平成 30 度と比べ、受入件数は約 109% 増、金額は約 158% 増となっております。

このように増加したのは、地域おこし協力隊の精力的な活動により、返礼品を令和 2 年 8 月末現在 139 品目と充実させたことに加え、地方税法の改正によるふるさと納税制度の見直しの結果、一部の地方団体に集中していた寄附金が分散されたことによるものだと考えております。

今後も、ふるさと納税の適合地方団体として、適正にふるさと納税制度に係る取り組みを活用し、推進し、貴重な自主財源として引き続き寄附の受入増加に努めるとともに、佐川町及び町産品の P R に取り組んでまいります。

次に、南海トラフ地震対策の取り組みについて報告いたします。

地震発生時に地域の皆様に避難所の開設や運営を行っていただくための事前対策として、本年度は、さかわふれあいセンター遊学館・

さかわ児童館において、「避難所運営マニュアル」の作成を進めております。

9月2日には、さかわふれあいセンター遊学館・さかわ児童館において避難所準備委員会を開催し、避難所で起こる様々な出来事に対応していくかを疑似体験できる「避難所運営ゲーム」を行いました。このゲームを通して、避難所では、どのような運営が必要であるのか、参加者の皆様に考えていただきました。

今後につきましても、2回の避難所準備委員会を開催することとしており、開設の手順や運営のルールなどについて十分に議論していただき、ご意見やご提案を反映することにより、永野地区の実情に即したマニュアルの作成を進めてまいります。

次に、尾川消防屯所の建設について報告いたします。

現在の尾川消防屯所は、建設から40数年が経過し、老朽化が著しいため、本年度建て替えるための予算を計上しております。

6月30日に入札を行い、4,717万9千円で株式会社高橋建工と請負契約を締結いたしました。

新たな尾川地区の消防、防災拠点として、来年3月末の完成を目指し工事を進めておりますので、周辺地域の皆様には、工事期間中、御迷惑をおかけいたしますが、御協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、防災行政無線の更新について報告いたします。

防災行政無線の更新につきましては、8月26日に入札を行い、2億5,366万円で仮契約を締結いたしました。

今回の防災行政無線の更新につきましては、各地区に設置している同報系防災行政無線と高知県防災行政無線システムと連携することができる移動系防災行政無線の更新に加え、佐川町の防災情報の閲覧や緊急時などにプッシュ型で情報を提供することができる防災アプリを併せて整備することとしております。

本年度につきましては、主に移動系防災行政無線の整備と同報系防災行政無線の機器の製作を行い、来年度につきましては、同報系防災行政無線の整備工事および拡声子局の整備を進め、令和4年3月末の運用開始を予定しております。

次に、光ファイバー整備について報告いたします。

佐川町内での光ファイバーの整備状況につきましては、平成30年度末、総務省の調べにおきましては、利用世帯可能率97.28%となっ

ており、整備率は高いものの、未整備地区が、斗賀野地区や黒岩地区など、町内各地区に点在しております。

光ファイバーの整備につきましては、子供たちの学校教育や在宅学習、また、新型コロナウイルス感染症への対策を進めるための「新たな日常」に必要な情報通信基盤の構築として必要不可欠であると考えております。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が、未整備地区の光ファイバー整備に充てることが可能となりましたので、佐川町内での整備率を 100% とするため、今回の定例会に補正予算を計上させていただいております。

次に、税務課の所管事項でございます。

まず、令和 2 年度の「納税通知書」の発送について報告いたします。国民健康保険税の「納税通知書」を 7 月 10 日に発送いたしました。前年度と比較いたしまして、件数で 60 件減少の 2,069 件、課税額は、1,204 万 9,500 円減少の 2 億 6,294 万 4,400 円となっております。

課税額の減少につきましては、人口減少などによる被保険者数の減少が主な要因となっており、前年度と比較いたしまして、賦課期日時点の被保険者数が 88 人減少の 3,141 人となっているためであります。

次に、令和元年度決算の徴収状況について報告いたします。

現年及び滞納繰越の合計徴収率は、町民税 99.6%、固定資産税 99.3%、軽自動車税 99.5%、国民健康保険税 98.3% と、全ての税目におきまして、平成 30 年度決算より伸びております。

県内の令和元年度の徴収率は、国民健康保険税を除く市町村税の合計徴収率の速報値平均で 97.5%、現年徴収率の速報値平均で 99.3% となっておりますが、佐川町の合計徴収率は 99.5%、現年徴収率は 99.9% で、引き続き、県平均より高い徴収率を維持しております。また、県内の市町村別の徴収率の順位につきましても、近年は、上位に位置しており、元年度実績の速報値では、現年徴収率が県内市町村で 1 位、滞納繰越分を含む合計徴収率で 3 位となっております。このことは、納税に対する町民の皆様のご理解によるものと感謝しており、今後におきましても、租税負担の公平性と自主財源の確保に向け、迅速かつ適切な課税と徴収率の維持向上に努めてまいります。

次に、町民課の所管事項でございます。

新たな管理型産業廃棄物最終処分場について報告いたします。

町による地域振興策の取りまとめに関する地元説明会を、6月18日に長竹地区、19日に横山地区、22日に竹ノ倉地区、23日に本村西・本村東・弘岡地区の住民を対象として開催いたしました。

当日は、第2回地元説明会でお示しした振興策と、説明会以降にいただいた振興策への要望事項に対し、町としての対応及び提案内容の説明を行いました。

住民の皆様からは、幹線道路はすべて4メートルとするのか、横山川の整備は実施できるのか、急傾斜地対策の早期実施、公民館の整備要望に関しましては、自治会総会を開催できず、自治会の意見が集約出来ないのでは来々3月まで待てないか等のご意見をいただきましたが、町の提案内容は、基本的にご理解が得られたものと考えております。

なお、説明会以降に、いただいたご要望などについては、現地確認を行い、また、個々の対応を行っており、その検討内容などについては、次回の説明会において、最終とりまとめ（案）として、加茂地区の住民の皆様にお示ししたいと考えております。

県による第3回地元説明会につきましては、7月12、13日の2日間、加茂小学校体育館で開催されました。

説明会では、まず、施設整備に向けた調査の取り組み状況として、工事用道路の平面図を作成するため周辺地域の測量を行っていること、建設予定地周辺の地質調査として、電気探査により、地下100メートル程度までの地盤の状況を確認した結果、5メートルを超える大きさの空洞は確認されず、また、ボーリング調査等でも空洞は確認されなかったこと、加えて、ボーリング調査とあわせて実施した試験により、建設予定地の地盤は建物を整備することが可能な支持力を有しており、施設の整備が可能な状態であると判断したとの報告がされました。

また、今回整備する施設の概要は、埋め立て期間は20年間で17.2万立方メートルの埋め立て容量を設定する必要があるとの説明がありました。環境影響評価については、本年1月の住民説明会と施設整備専門委員会の意見を踏まえた評価項目を決定し、調査を進めているとの説明がありました。

続いて、周辺安全対策への取り組み状況につきましては、進入道

路の最終ルート案について絞り込んだ結果や、上水道整備の支援対象範囲と支援方法、国道 33 号の交通安全対策の実施状況、そして長竹川の現地測量と調査を踏まえた増水対策の概略計画の説明がありました。

説明会に参加した住民からは、調査の取り組み状況の説明に対し、今回の調査では南海トラフ地震のような大きな地震に耐えられるかどうか分からないのか、大気の状態の調査については、子供たちが廃棄物のホコリを吸うことが心配なので、現在、公民館付近で実施中の調査だけではなく、今後、町内全域の小学校や保育園で行う事が出来ないか等の質問がありました。

それに対し、県からは建設予定地の地質調査では、地盤については十分な支持力を持っていることが確認できており、今後設計を進める中で、南海トラフ地震で想定される震度にも耐えられる強度を確保していくこと、また、大気の状態の調査については、施設の建設に先行し、現況を把握するために実施しているものであり、今後、施設を建設した場合には、周辺の大気質に及ぼす影響を検証した上で、建設工事の着工前に、佐川町と締結する環境保全協定の取り組みの一つとして検討させていただくとの回答がありました。

周辺安全対策の説明に対しては、進入ルート案の絞り込み結果と上水道整備の支援対象範囲について反対の声は聞かれませんでした。が、国道 33 号の安全対策については、路面標示の敷設に伴い発生した騒音の緩和について要望がありました。

なお、国の迅速な対応により、現在は騒音が一定緩和されたものとお聞きしております。

長竹川の増水対策については、河川改修をする上での目標流量について下流域とのバランスを考えながらも、できるだけ大きな目標としてもらいたいとの要望などがありました。

県では、説明会の参加者からいただいた御意見と、事前送付文書に同封したアンケート用紙により届いた住民からの御意見について取りまとめを行い、回答書を 8 月 13 日に加茂地区の全ての世帯に対して郵送しております。

また、8 月 28 日には、県庁において第 3 回の高知県佐川町連携会議を開催いたしました。

会議では、県から周辺の安全対策の取り組み状況と施設整備に向けた今後のスケジュールについて報告があり、その後、協議事項と

して、佐川町から県に対して、現時点の地域振興策を要望内容（案）として提示いたしました。

県からは、地域振興策の取りまとめに向けた取り組みとして、

まず1つ目は、地域振興策に係る実施期間を施設着工予定の令和3年度からおおむね10年間とすること。

2つ目は、地域振興策は県実施分と町実施分に区分し、町実施分については、既存の国・県の支援制度を最大限に活用した上で、必要な町負担相当額を「交付金」として県から町に交付し、具体的な事業内容については、町の要望内容に基づき、県と町で詳細な検討を進めたうえで、取りまとめ、協定を締結すること。

3つ目は今後の取り組みとして、地域振興策については11月中に最終的な取りまとめを行うこと。

これらのことについて協議・決定いたしました。

協議事項の最後に、町から県に対して、長竹川の増水対策ではないが、環境保全の観点から、処分場からは何ら問題のあるものは流れ出していないことを確認出来るようにするため、長竹川の町管理部分の上流部に、ビオトープなどの整備をとの地元住民からの要望を受け、今後協議をさせていただきたいと提案を行いました。

県からは、環境保全は住民の皆様が一番大事にしていることであり、今後検討をしていただけるとの回答をいただきました。

町としましては、12月に予定している地域振興策の協定締結に向け、住民の皆様と共に、「加茂地区で子供や若者が、将来にわたって安心し、誇りを持って暮らし続けられる環境を維持・向上させる」ための地域振興策のとりまとめを着実に進めていきたいと考えております。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。

先月、8月20日に、地域密着型の介護保険サービス事業所として町内に開所された「地域共生交流拠点ぷらっとホームさかわ」について報告いたします。

佐川町社会福祉協議会が開所したこの施設は、認知症対応型のグループホームと、高齢者だけでなく障害者も利用できる共生型小規模多機能型居宅介護事業所の2つの事業所を有しており、利用定員は、グループホームが2ユニットで合わせて18名、小規模多機能事業所が、通いと泊まりを合わせて18名となっております。

グループホームは開所当初から町民の方の関心が高く、利用希望

者が既に定員に達している状況となっております。

介護保険サービスと障害福祉サービスの双方を提供できる共生型の地域密着型施設は、地域共生社会の推進を目的とした介護保険の制度改正によって可能となった施設であり、町内では初めての施設となります。当事者だけでなく、町民に広く親しまれる施設になることを期待するとともに、町といたしましては、適切な体制のもとで良質なサービスが提供されるように指導監督を行ってまいります。

次に、産業振興課の所管事項でございます。

まず、商品開発の取り組みについて報告いたします。

佐川町の地域の産品を活かした新たな商品開発を行い、町内の生産者・加工者・販売者の所得向上につながることを目的に、今年度、佐川町商品開発ブラッシュアップ事業を佐川町観光協会に委託をして行っております。

既に販売されている商品について販売拡大に向けた検討や、各地域の特産品の新たな商品化などについて、地域の皆さんと話し合うワークショップを7月20日から計5回、各地区の集落活動センターなどで開催し、延べ56名の参加がありました。

ワークショップでは、「町内外の方に多く知ってもらいたい。」「こだわった作り方をもっとPRしたい。」「町内の特産品を使った商品を作りたい。」など、さまざまな意見があったと聞いており、今後は、商品化に向けて新商品5品目程度の開発を進めてまいります。また、その他の特産品や、さまざまな取り組みにつきましても継続して商品開発や新たな販売ができるよう、専門家のアドバイザー派遣など支援に取り組んでまいります。

次に、自伐型林業について報告いたします。

例年開催しております、林業初心者向けのチェーンソー取り扱い研修を、7月に3日間の日程で実施いたしました。女性2名を含む10名の参加者に、チェーンソーの取り扱いと木の伐採方法や危険性について、座学と実技で学んでいただきました。

また8月には、小学生の親子を対象とした林業研修を初めて開催いたしました。研修には3組10名の参加があり、午前中は山でノコギリを使った間伐を体験していただき、午後はデジタル加工機でパーツを切り出した木のイスづくり体験を行いました。参加者には、森林整備の大切さと木を加工するものづくりの楽しさを学んでいただけたと感じております。

次に、農業委員会の所管事項でございます。

7月20日、農業委員の改選を迎え、6月議会において同意をいただきました9名の委員が就任いたしました。

また、農業委員とともに農地利用の最適化の推進等に取り組む農地利用最適化推進委員につきましても、新たに13名が委嘱され、新体制がスタートしております。

今後、農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、農業生産の根幹である農地と人に携わる機関の推進役として、本町農政の振興発展のため、より一層御活躍していただくことを期待しております。

次に、建設課の所管事項でございます。

まず、国道494号佐川吾桑バイパスの整備促進協議会の取り組みについて報告いたします。

当協議会は、佐川町丙の国道33号と須崎市吾桑の国道56号を結ぶ国道494号佐川吾桑バイパスの整備促進を図ることを目的として、佐川町、須崎市及び高知県で組織され、国等への要望活動を毎年行っております。

本年度は、定例総会を6月16日に書面にて開催し、会員の皆様から事業計画や予算など全ての議案につきまして、ご承認をいただきました。

8月26日には、事業のさらなる推進に向けて、高知県土木部長への要望を行っており、今後は、新型コロナウイルスの感染状況を見極めながらではありますが、国土交通省及び県選出国會議員への要望活動を行う予定であります。

次に、災害復旧事業について報告いたします。

7月3日から14日にかけての梅雨前線豪雨により、道路の公共土木施設災害が1件、農地が2件、農業用施設が3件、7月24日から25日の梅雨前線豪雨により、農地が1件、8月10日から11日の豪雨により、農地が1件、農業用施設が1件、被災いたしました。

被害総額は、公共土木施設災害が、582万8千円、農地・農業用施設災害が、1,380万円となっており、早期復旧に向け、それぞれ9月以降に予定されている災害査定を受ける準備を進めております。

また、6月定例会で報告しておりました町道下山4号線の公共土木施設災害につきましては、8月7日に請負契約を締結し、一日も早い完工を目指して工事を進めております。

次に、水道事業について報告いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民や事業者を支援するための水道料金の減免措置につきましては、7月13日から8月31日までの申請期間中に、22件、42栓分を受け付けており、7月末までの受付分は、9月請求分から、8月末までの受付分は、10月請求分から、減免措置を行うこととしております。

5カ年計画に基づき、実施しております基幹管路の耐震化工事につきましては、昨年度に引き続き、松崎から中本町にかけて、約400メートル区間を12月末の竣工を目指し進めております。

交通量が多い箇所での工事となり、住民の皆様にはご不便、ご迷惑をお掛けしておりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、上郷地区での老朽管路の布設替え工事につきましては、国道占用許可に時間を要し、着工が少し遅れてはおりますが、10月末の竣工を目指し進めております。

今後も計画的に水道施設の耐震化を実施することにより、地震による断水などのリスクを軽減し、強靱で安心安全な水道事業を実現するための取り組みを進めてまいります。

水道料金の適正化につきましては、7月28日に第1回上下水道運営委員会を開催し、水道料金改定率及び改定時期について諮問を行い、水道事業計画の概要、料金改定に向けたスケジュールなどを説明させていただきました。

8月31日には、第2回目を開催し、水道料金体系の概要、料金改定検討の要点などを説明した上で、委員の皆様からのご意見、ご質問などをお伺いさせていただきました。

今後も運営委員会において、水道料金改定率及び改定時期について審議をいただき、水道施設の整備に要する費用を確保するとともに、損失を回避し、安全で強靱な水道事業の持続を目指すため、適正な料金改定の実施に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、教育委員会の所管事項でございます。

まず、新型コロナウイルス感染防止対策の取り組みについて報告いたします。

5月11日から全ての町立小中学校及び社会教育施設を再開しましたが、再開以降も町立小中学校や社会教育施設における感染は見られておりません。

この間につきましても、小中学校と放課後児童クラブ・放課後子

ども教室では、感染防止のため、保護者に協力を求めながら、3密を避け、マスクの着用や消毒の励行など、感染症対策を実施してまいりました。

2学期以降も引き続き、学校行事を簡素化するなどの対策を行いながら、感染症の予防に努めてまいります。

また、2学期以降に延期をしております、各小中学校の修学旅行につきましても、当面の実施の可否を保護者と協議しながら、本県と旅行予定先の状況を勘案して判断することや、旅行前と旅行中に徹底した感染症対策を実施するなどにより、児童生徒への感染防止を第一としながら、修学旅行の目指すところを実現しようとする「修学旅行における感染症予防対策方針」を教育委員会と校長会が策定しており、今後はこれに基づき適切に対応してまいります。

なお、各小中学校は、臨時休校措置により不足する授業時数を確保するため、夏休みを3週間程度短縮し、7月31日に1学期を終了、8月24日に2学期を始業しております。

また、社会教育施設につきましても、利用者の皆様に消毒の励行と3密を避けることなどを呼びかけ、注意喚起を重ねておりますが、例年美術部門と芸能部門で10月から11月にかけて実施しております佐川町文化祭につきましても、主催者の佐川町文化推進協議会と協議した結果、今年は残念ながら中止することといたしました。

今後、小中学校や各社会教育施設につきましても、感染拡大の防止に十分留意しながら、可能な限り、授業や開放を継続していきたいと考えています。

次に、佐川町出身の近代土木の先駆者といわれる廣井勇博士の顕彰事業について報告いたします。

「廣井勇を顕彰する会」による博士の銅像建立についての寄附金募集と制作は順調に進んでおり、寄附金は、6月30日時点で1,046件の個人及び法人から、合計1,509万300円の寄附が集まったと報告を受けております。

銅像は、来年1月から3月にかけて上町地区に建立し、4月17日に除幕式を実施する予定で、現在「顕彰する会」と協議しております。

町といたしましても、同会と密に連絡を取り合い、この事業の成功により、佐川町の生んだ偉人廣井勇博士の顕彰が進むよう、努めてまいります。

最後に、高北病院の所管事項でございます。

新型コロナウイルス感染症に対する高北病院の対応について報告いたします。

7月13日に、高知県では75日ぶりに新型コロナウイルス感染症患者の発表がありました。これを受け高北病院では、梅雨や猛暑を考慮し、5月末まで設置していた外部テントから病院玄関入口へ場所を移動し、7月16日から再度、来院者全員の体温測定を行うとともに発熱者もしくは感冒症状のある患者の問診等を行っております。その際、医師の診察が必要と認められた方につきましては、院内に設置した専用室において医師による診察を実施するようにしております。

来院の皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、院内感染防止のためには必要なことですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

今後も、地域の皆様の期待に応える病院づくりに取り組んでまいりますので、引き続き、病院事業に一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

本定例会に提出いたしました付議事件は、報告が4件、認定が8件、補正予算案を含む議案が11件、同意案が1件となっております。

御審議のうえ、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（岡村統正君）

以上で行政報告を終わります。

ここで少し休憩にします。

休憩 午前10時

再開 午前10時5分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、陳情について、を議題にします。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。受理番号2号、3号、4号は、総務文教常任委員会に付託します。受理番号5号は、産業厚生常任委員会に付託します。

日程第 6、報告第 4 号、令和元年度財政健全化判断比率の報告について、から、日程第 9、報告第 7 号、専決処分の報告について、まで、以上 4 件を一括議題とします。

提出者の報告をお願いします。

町長（堀見和道君）

それでは報告案件について御説明申し上げます。

報告第 4 号、令和元年度財政健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第 3 条、第 1 項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の監査を受けた結果を報告するものであります。

一般会計などを対象とした、実質赤字を示す実質赤字比率はマイナスでしたので、数値はございません。また、全ての会計を対象としました実質赤字を示す、連結実質赤字比率もマイナスでしたので、数値はございません。

次に、一般会計などが負担する借入金返済額の標準財政規模を基本とした額に対する比率であります。

実質公債費比率は 3.9%で、平成 30 年度より 0.6%改善しております。なお、実質公債費比率の早期健全化基準は 25%でございます。

また、一般会計などが将来負担すべき地方債などの実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率であります、将来負担比率もマイナスでしたので、数値はございません。

以上、財政健全化に関するいずれの指標におきましても前年度に引き続き、早期健全化基準を超えるものはございませんでした。

報告第 5 号、令和元年度資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第 22 条、第 1 項の規定により、令和元年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の監査を受けた結果を報告するものであります。

資金不足比率は公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であります。水道事業会計、病院事業特別会計及び、農業集落排水事業特別会計のこれらの公営企業会計ごとの資金不足額はなく、数値はございません。

報告第 6 号、債権の放棄につきましては、水道料金 1 人分、合計金額 1,696 円について、佐川町債権管理条例、第 17 条、第 1 項、第 7 号の規定に基づき、令和元年度末に町の私債権について放棄を行いましたので、同条第 2 項の規定により、報告するものであります。

報告第7号、専決処分の報告につきましては、佐川町乙2158番地32地先で発生した事故に対する、損害賠償額の決定を地方自治法第180条、第1項の規定に基づき、令和2年9月2日に専決処分したので、同条第2項の規定により、報告するものであります。

事故の概要は、令和2年7月29日、午後10時ごろ、相手方車両が町道三野2号線を走行中、舗装の段差部分に車両右前部のタイヤが接触し、相手方車両を破損させたものであります。

賠償する相手方は専決処分書に記載のとおりで、損害賠償額は5万2,074円であります。

報告は以上でございます。

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

なお、一括いたします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第10、同意案第11号、佐川町教育委員会委員の任命について、を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは同意案件について、御説明申し上げます。

同意案第11号、佐川町教育委員会委員の任命につきましては、現委員であります、和田昌幸氏の任期が本年10月11日で満了となることから、次期についても和田氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

和田氏は黒岩小中学校でそれぞれPTA会長を務められ、現在も佐川中学校のPTA会長を務めておられます。

平成28年より教育委員会委員を務めていただいております、温厚、誠実にして、地域の人望も厚く、委員として適任者であります。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第 11 号、佐川町教育委員会委員の任命について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立。

したがって、同意案第 11 号は、同意することに決定をいたしました。

ここで、10 時 30 分まで休憩します。

休憩 10 時 15 分

再開 10 時 30 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 11、認定第 1 号、令和元年度佐川町一般会計の決算の認定について、から、日程第 29、議案第 70 号、物品購入契約の締結について、まで、以上 19 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは御説明申し上げます。認定第 1 号、令和元年度佐川町一般会計の決算の認定についてから、認定第 6 号、令和元年度佐川町後期高齢医療特別会計の決算の認定についてまでの、一般会計並びに 5 つの特別会計の決算の認定につきましては、地方自治法第 233 条、第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

認定第 7 号、令和元年度佐川町水道事業会計の決算の認定について及び、認定第 8 号、令和元年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定につきましては、それぞれ地方公営企業法、第 30 条、第 4 項の

規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

議案第 60 号、令和 2 年度佐川町一般会計補正予算（第 4 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 6 億 1,081 万 2 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 99 億 9,665 万 8 千円とするものであります。

議案第 61 号、令和 2 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては今回、歳入歳出それぞれ 2,728 万 4 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 19 億 9,664 万 8 千円とするものであります。

議案第 62 号、令和 2 年度佐川町介護保険特別会計補正予算書（第 2 号）につきましては今回、歳入歳出それぞれ 1,980 万 8 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 7,854 万 8 千円とするものであります。

議案第 63 号、令和 2 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、収益的収入、支出予算の増額及び減額、並びに資本的収入、支出予算の増額補正を行うもので、収益的収入及び支出の既決予定額を収入 1 億 8,829 万 7 千円、支出 1 億 6,777 万 5 千円に補正し、資本的収入及び支出の既決予定額を収入 1 億 38 万 1 千円、支出 1 億 7,804 万 9 千円にそれぞれ補正するものであります。

議案第 64 号、令和 2 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、収益的収入・支出予算及び資本的収入・支出予算の増額補正を行うもので、収益的収入及び支出の既決予定額を、収入 18 億 8,652 万円、支出 18 億 3,702 万円に補正し、資本的収入及び支出の既決予定額を収入 1 億 5,785 万 7 千円、支出 2 億 3,863 万 5 千円にそれぞれ補正するものであります。

議案第 65 号、佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正が、令和 2 年 5 月 25 日に施行されたことにより、マイナンバー通知カードに係る事務が廃止されることとなり、再交付も行わないこととなったことから条例の一部を改正するものであります。

議案第 66 号、令和元年度佐川町水道事業会計利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法、第 32 条、第 2 項の規定により、当年度末の未処分利益剰余金のうち、当年度純利益 1,607 万 1,378 円

を減債積立金へ積み立てるものであります。

議案第 67 号、工事請負契約の締結につきましては、令和 2 年 8 月 26 日に入札を行いました令和 2 年度、3 年度佐川町デジタル防災行政無線システムの整備工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。契約の方法は一般競争入札、契約金額は 2 億 5,366 万円、契約の相手方は高知県高知市棧橋通 2 丁目 2 番 25 号、株式会社四電工、高知支店、常務執行役員支店長、森岡孝容でございます。

議案第 68 号、工事請負契約の締結につきましては、令和 2 年 8 月 26 日に入札を行いました、J R 客車収容施設ほか周辺整備工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。契約の方法は指名競争入札、契約金額は 7,359 万円、契約の相手方は高知県高岡郡佐川町甲 146 番地 5、大原建設株式会社代表取締役、大原淑道でございます。

議案第 69 号、工事請負契約の変更契約の締結につきましては、令和 2 年 6 月 11 日に契約を締結しました、佐川町役場庁舎非構造部材等耐震改修工事請負契約の変更契約の締結について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。既決契約金額は 3 億 1,369 万 8 千円、変更契約金額は 3 億 2,489 万 2,700 円。契約の相手方は高知県高知市桜馬場 8 番 20 号、株式会社晃立、代表取締役、嶋崎勝昭でございます。

議案第 70 号、物品購入契約の締結につきましては、令和 2 年 8 月 28 日に入札を行いました、佐川町内小中学校情報機器等整備業務の物品購入契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。契約の方法は指名競争入札。契約金額は 4,249 万 1,691 円。契約の相手方は高知県高知市一ツ橋町 1 丁目 36 番地、四国情報管理センター株式会社代表取締役社長、中城一でございます。

以上が、本定例会に提案させていただく付議事件でございます。

なお、各認定、並びに議案の詳細につきましては、担当課、局長から説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

会計課長（真辺美紀君）

おはようございます。私からは認定第1号から第6号まで、令和元年度の一般会計と、5つの特別会計の決算の内容について説明をさせていただきます。

なお、各会計ごとの詳しい内容につきましては、後日開催されます決算の勉強会におきまして、各担当課長のほうから詳しい説明があると思いますので、私からは概要だけの説明とさせていただきます。

それでは、資料をご準備ください。資料の右上に参考資料認定第1号から6号と書いてあります、A3、両面印刷になっている資料でございます。

それでは、まず表面の会計ごとの実質収支からまいります。

一般会計、歳入、70億616万3,775円、歳出67億7,472万7,265円。翌年度への繰越財源を除きました実質収支の額は1億653万3,054円となっております。平成30年度と比較いたしますと、歳入、歳出ともに大幅に増額となっております。

国民健康保険特別会計、歳入18億9,197万7,718円、歳出18億6,501万683円。保険税率の引き上げにより、税収が増額となったことから実質収支の額は2,696万7,035円となっております。

学校給食特別会計、歳入5,189万6,233円、歳出5,187万2,057円でございます。

農業集落排水事業特別会計は歳入と歳出は同額で2,616万6,336円でございます。

介護保険特別会計、歳入16億7,562万8,116円、歳出16億680万5,432円。歳出の中で保険給付費が抑えられたことで、実質収支は6,882万2,684円となっております。

後期高齢者医療特別会計、歳入2億3,976万7,187円、歳出2億3,534万887円でございます。以上が実質収支でございます。

続きまして、会計ごとの歳入歳出についてみてまいります。まず最初に、一般会計の歳入からまいります。

主な項目だけ説明させていただきます。

まず、歳入の1款、町税は太陽光発電など課税客体の増加により、固定資産税が増額となっております。

2款、地方譲与税は令和6年度からの課税に先行しまして、令和元年度から自治体への譲与が始まった森林を守るための財源となる、

森林環境譲与税の創設により、約 600 万円の増額でございます。

8 款、環境性能割交付金は令和元年 9 月 30 日に自動車取得税が廃止されました。そのかわりに燃費などがすぐれた自動車ほど税率が軽減される、自動車税環境性能割が導入されたことにより、令和元年度から新たに創設された交付金でございます。

9 款、地方特例交付金は子ども子育て支援臨時交付金の創設により増額となっています。

10 款、地方交付税は、普通交付税は約 2,500 万円減額となりましたが、特別交付税が地域おこし協力隊の増員や、廃止路線代替バス車両購入補助金などにより、約 4 千万円増額で、約 4 億 4,600 万円となりましたので、交付税全体では約 1,400 万円の増額でございます。

続きまして、14 款、国庫支出金は、すぐ下の歳出の表のところにあります、7 款の地方道路交付金事業と、9 款の学校空調整備事業の財源で歳入の国庫支出金が増額となっています。

同様に 15 款の県支出金も、歳出の 5 款にあります農業基盤整備の財源で増額となっています。

17 款、寄附金は、先ほど町長の行政報告にもありましたように、地域おこし協力隊の方の精力的な活動の成果により、寄附額は前年度より 1 億円以上増額となっています。

20 款、諸収入の不納欠損額と収入未済は、住宅新築資金貸付事業の元利収入分でございます。

続きまして歳出にまいります。

2 款、総務費。総務費はふるさと寄附の推進や、寄附金基金への積み立てにより大幅に増額となっています。

そのほかの款につきましては、先ほど歳入で説明させていただいたものです。

続きまして特別会計にまいります。裏面をご覧ください。

まず、国民健康保険特別会計。歳入の 1 款、国民健康保険税は保険税率の引き上げにより対前年度比 10.3%の増額となりました。

被保険者数は令和 2 年 3 月 31 日現在、3,090 人で 1 年前と比較して 72 名の減となっています。

7 款、諸収入は国保連合会からの第三者行為求償金の収入が前年度と比較して増額となっています。

歳出の 7 款、諸支出金は国保の広域化で市町村単位での補助金の

精算がなくなったため、減額となっています。

続きまして学校給食特別会計でございます。

生徒数の減に加え、3月の臨時休校により、歳入、歳出ともに、約9%の減額となっています。

続きまして農業集落排水特別会計でございます。

加入者の方の数はほとんど変わっていませんが、令和元年度にクリーンセンターの処理施設の機能強化対策計画の策定に約300万円を要したため、歳出では1款の事業費が増額。財源となる歳入では、3款の県支出金と、5款の一般会計からの繰入金が増額となっています。

続きまして、介護保険特別会計でございます。

被保険者数は平成30年度とほぼ同数で、令和2年3月31日現在、4,932名でございます。歳入歳出ともに、平成30年度から大きく変わったところはありませんが、健康福祉課の介護保険係の職員数を増員したことから、歳出では1款の総務費が増額、歳入では7款の一般会計からの人件費繰入額が増額となっています。

続きまして後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入歳出ともに、平成30年度と比較しましても、大きな変動はございません。被保険者数は令和2年3月31日現在で2,683人でございます。

最後に基金の状況について説明させていただきます。

平成30年度に取り崩しを行ったものは、一般会計全体の財源不足として、財政調整基金から8千万円を取り崩しいたしました。福祉基金の3,571万5千円はあったかふれあいセンターや尾川小学校の化学物質過敏症の児童に対応した建物の建築工事の財源といたしました。ふるさと納税寄附金基金の1億4,582万2千円はふるさと寄附の返礼品や郵送料の財源といたしました。

一方、積み立てをいたしましたものは、毎年同額を積み立てているものや実質収支からの積み立てを除きますと、ふるさと納税寄附金基金への積立金1億7,719万4,762円だけでございましたので、基金全体の額は平成30年度末から約3千万円減額となり、全体で48億5,257万357円となりました。

以上でございます。御審議、よろしくお願いいたします。

建設課長（池内伸雄君）

おはようございます。それでは、私から、認定第7号、令和元年度

佐川町水道事業会計の決算について説明をさせていただきます。

決算書の1ページをお開きください。決算報告書、収益的収入及び支出の表でございます。上の表、収入をご覧ください。

第1款、水道事業収益、決算額1億8,320万8,120円となっております。内訳としましては営業収益1億5,289万1,513円、営業外収益3,031万6,607円、特別収益はゼロとなっております。

下の表、支出をご覧ください。

第1款、水道事業費用、決算額1億6,135万7,220円となっております。内訳としましては営業費用1億4,376万525円、営業外費用1,758万9,281円、特別損失7,414円、予備費はゼロとなっております。

続きまして、2ページをお開きください。

資本的収入及び支出の表でございます。上の表、収入をご覧ください。

第1款、資本的収入、決算額6,753万6,600円となっております。内訳としましては企業債1千万円、補助金9,023万5千円、負担金525万8,600円、出資金4,304万3千円となっております。

下の表、支出をご覧ください。

第1款、資本的支出、決算額1億443万3,942円となっております。内訳としましては建設改良費7,884万8,140円、企業債償還金6,558万5,802円となっております。

欄外をご覧ください。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,689万7,342円につきましては、現年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額573万8,755円、減災積立金1,325万616円、過年度分損益勘定留保資金5,790万7,971円で補填をいたしております。

3ページ以降につきましては損益計算書、貸借対照表等必要書類を添付してございます。詳細につきましては、決算の勉強会のほうで説明をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

おはようございます。認定第8号、令和元年度佐川町病院事業特別会計決算の認定について、佐川町病院事業特別会計決算書をご覧ください。

1ページをご覧ください。

決算報告書、令和元年度佐川町病院事業特別会計決算報告書でございます。

まず、収益的収入及び支出、収入の部、決算額をご覧ください。

第1款、病院事業収益 17 億 5,757 万 7,966 円。第1項、医業収益 13 億 5,042 万 1,918 円。第2項、医業外収益 2 億 5,549 万 6,836 円。第3項、介護老人保健施設収益 5,949 万 9,024 円。第4項、デイケア収益 4,750 万 2,437 円。第5項、デイサービス収益 4,176 万 3,644 円。第6項、居宅介護支援事業収益 212 万 7,240 円。第7項、特別利益 76 万 6,867 円。

次の支出決算額をご覧ください。

第1款、病院事業費用 17 億 3,513 万 9,175 円。第1項、医業費用 15 億 3,050 万 9,208 円。第2項、医業外費用 4,998 万 9,367 円。第3項、介護老人保健施設費用 6,306 万 2,096 円。第4項、デイケア費用 4,633 万 6,703 円。第5項、デイサービス費用 4,211 万 6,658 円。第6項、居宅介護支援事業費用 239 万 7,629 円。第7項、特別損失 72 万 7,514 円。第8項、予備費ゼロ。

2 ページをご覧ください。資本的収入及び支出のまず収入、決算額のところをご覧ください。

第1款、資本的収入 2 億 5,904 万 7 千円。第1項、企業債 1 億 7,950 万円。第2項、出資金 1,632 万円。第3項、負担金 6,013 万 5 千円。第4項、補助金 309 万 2 千円。第5項、固定資産売却代金ゼロ。

支出決算額のところをご覧ください。

第1款、資本的支出 3 億 2,975 万 6,868 円。第1項、建設改良費 1 億 9,774 万 5,380 円。第2項、企業債償還金 1 億 3,081 万 1,488 円。第3項、長期貸付金 120 万円。

欄外をご覧ください。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 7,070 万 9,868 円は当年度分損益勘定留保資金 7,070 万 9,868 円で補填いたしました。

以下のページには決算報告書の関係書類、また、それ以降には事業報告書の関係書類等を添付しております。なお、詳細につきましては決算勉強会のほうで説明させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

引き続き、監査委員決算審査の結果報告を求めます。

代表監査委員に報告を求めます。

代表監査委員（上田益英君）

それでは、令和元年度の決算審査の報告を監査委員よりさせていただきます。お手元に令和元年度決算審査意見書があると思いますが、それに基づきまして報告をさせていただきます。

令和元年度佐川町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書及び関係証拠書類を審査した結果、意見は下記のとおりである。

1、審査を行った日、一般会計及び特別会計、7月16日、7月30日、8月3日、8月6日、8月11日、8月17日、8月19日に審査の結果、令和元年度、各会計の歳入歳出決算書同事項別明細書及び実質収支に関する調査の係数と歳入歳出予算書、収入証書、出納書類を証査の上、さらにその内容について検討を加え、審査を実施した結果、決算はすべての会計で計数的に正確であり、内容も正当なものであることを確認した。また、各基金の管理運用状況も計数的に正確で、それぞれの目的にそって運用されている。

3の決算の概要につきましては表に示しておりますので、ご覧をいただければと思います。

次に、2ページ以降、一般会計、特別会計、各会計につきまして決算額、そして、これに対します指摘及び意見等を述べさせていただいておりますので、そちらにつきましては後ほどご覧をいただきたいと思います。

それでは、18ページのほうをご覧いただきたいと思います。18ページの総括をもちまして、監査委員の監査報告をさせていただきます。

総括、「令和元年度決算審査意見書」18、19ページ朗読）

以上でございます。

議長（岡村統正君）

以上で監査委員の報告が終わりました。

引き続き、執行部の説明を求めます。

総務課長（麻田正志君）

それでは私からは、議案第60号、佐川町一般会計補正予算（第4号）につきまして、その主なものについて説明をさせていただきます。

まず、補正予算書の4ページをお開きください。4ページ目になります。

4ページ目のほうは第2表、地方債補正となっております。

この上段の表の1、追加、起債の目的欄の新食肉センター整備事業（県負担金）につきましては当初予算のほうで計上しております、新食肉センター負担金の財源とするものとなっております。限度額は860万としております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては令和2年度一般会計の当初予算の地方債と同じ内容となっております。

その下になります、2の変更、起債の目的欄の臨時財政対策債につきましては、令和2年度の普通交付税の確定によりまして、臨時財政対策債の発行可能額が決定となりましたので、903万9千円を増額いたしまして、限度額を1億3,495万2千円に変更するものということになっております。

次から、事項別明細書のほうで説明をさせていただきます。

16ページ、17ページをお開きください。16ページ、17ページになります。

こちらのほうで主な歳出の説明のほうをさせていただきます。

まず最初に、今回の補正予算におけます人件費につきましては、正規職員は主に期末勤勉手当と共済費の減ということになっております。これらにつきましては4月の人事異動に係る減額を今回補正させていただくものとなっております。また、会計年度任用職員につきましては主に当初予算に計上しております報酬、給料などにつきまして、当初予算の編成時におきまして、昨年の人事勧告による増額分を反映して計上していないことから増額するものとなっております。また、職員の産前産後休暇や病気休暇に対応するものも、今回、計上させていただいております。そのほかにコロナの影響によりまして、学校の夏休み短縮に伴います、学校関係職員の勤務日数の増加などによる増額なども計上させていただいております。

17ページの中段より少し上になります。2款、1項、1目、一般管理費、12節、委託料にあります説明欄、フィールドイノベーション委託料、こちらの750万円につきましては、第3者の目で課題を掘り起こし業務改革を行っていくものとなっております、課題の共有、事実の可視化、施策の立案・実行そのようなものを委託した業者と共同で行い、業務改革を進めていくものということになっております。

その下の段になります。18節、負担金補助及び交付金の説明欄、高吾北広域路線バス運行維持費補助金の170万円。こちらにつきま

しては佐川町から仁淀川町間を運行しております、高吾北広域路線バスにつきまして、その路線維持のため高知県と沿線3町、佐川町、越知町、仁淀川町であります、補助するものということになっております。

その4つ下の段になります。4目、企画費、7節、報償費の説明欄、記念品の3,600万円はふるさと納税の寄附に対する返礼品代。その3つ下の段になります郵送料1,920万円は返礼品の郵送料、その下の手数料792万円はふるさと納税に関する、各ポータルサイト等の手数料ということになっております。

その3つ下の1番下の段ですね、一番下の段の24節、積立金、積立金の説明欄、ふるさと納税寄附金、基金積立金の1億2千万円、こちらのほうはふるさと納税の寄附金を基金に積み立てるものということになっております。今年の7月末時点で、昨年の7月末と比べまして、約1.5倍の増加ということで推移しておりますため、基金への積立金の見込み額を増額するものとなっております。

続きまして18ページ、19ページをお開きください。18ページ、19ページになります。

この18ページの中ほどになります、11目、新型コロナウイルス対策費の10節、10節が需用費であります、需用費の55万7千円、その下の11節、役務費の58万5千円、その下の12節、委託料の217万3千円、その下の13節、使用料及び賃借料の20万4千円、その下の17節、備品購入費の266万5千円、これの合計額が618万4千円になります。この618万4千円は役場の本庁舎、かわせみ、文化センター、そして各地区の集落活動センターなどへのテレビ会議、そしてフリーWi-Fiなどを整備する経費ということになっております。

その下になります、その下の18節、負担金補助及び交付金の説明欄、高度無線環境整備推進事業補助金の2億1千万円。こちらのほうは町内の光ファイバー未整備地域、町長の行政報告にもありましたけれど、町内の光ファイバー未整備地域への光ファイバーの整備のほうを民設、民営で行う事業者への補助金ということになっております。

続きまして20ページ、21ページをお開きください。

21ページの下から2段目、下から2段目になります。

3款、1項、1目、社会福祉総務費、14節、工事請負費の説明欄、

無縁仏納骨堂建立工事の 225 万 5 千円。こちらにつきましては身元不明の方や、葬祭を執り行う方がいない場合は関係法律などによりまして、市町村が埋葬または火葬を執り行わなければならないということになっておりまして、佐川町においても、家族や血縁者が全くいなかったケースやそれらの方が判明しないまま火葬しなくてはならないケース、このようなケースが年間 1、2 件程度発生しておりますため、この無縁仏の納骨堂を建立する工事費をこちらのほうで計上させていただいております。

続きまして、22 ページ、23 ページをお開きください。

23 ページの中ほどより少し下のほうになります。3 項、2 目、児童福祉費、10 節、需用費の説明欄、消耗品の 59 万 7 千円とその下の段になります、17 節、備品購入費の 140 万 3 千円。合計いたしますと 200 万円になります。この 200 万円とその下の段にあります 18 節、負担金補助及び交付金の説明欄の中ほどになります。中ほどに保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金、こちらの 650 万円、これにつきましては公立及び私立の保育の施設、そして私立で実施する延長保育事業、公立及び私立で実施する一時預かり事業におきまして、公立が購入いたします感染防止用の消耗品、備品の経費、それと私立が購入いたします同様の経費に係る私立への補助金ということになっております。これは各施設、事業当たり 50 万円を計上ということになっております。

続きまして、同じ 23 ページの下から 4 段目になります。3 項、2 目、児童福祉費、18 節、負担金補助及び交付金の説明欄、この説明欄の 1 番上、子育て世帯への臨時特別給付金の 150 万円とその 2 つ下になります 2 つ下の子育て世帯への臨時特別給付金（町単独分）の 150 万円、こちらのほうは今年の 5 月の臨時議会で補正予算で計上させていただきました、児童手当を受給する世帯に対しまして、その対象児童 1 人当たり 1 万円を上乗せする国の臨時特別給付金と、同じ対象者に町単独で 1 万円増額して支給する給付金、こちらの給付金が当初の想定より受給者、対象児童の人数が上回ったため、今回追加させていただくものということになっております。

続きまして 24 ページ、25 ページをお開きください。

25 ページの 1 番下の段になります。1 番下になります。

4 款、1 項、4 目、環境衛生費、18 節、負担金補助及び交付金。こちらの説明欄、給水装置整備事業費補助金の 266 万円。こちらの

ほうは高知県が進めております新たな管理型産業廃棄物最終処分場整備に当たりまして、その取り組む周辺安全対策として上水道の利用を希望する住民の方が行います、配水管から住宅等に引き込む給水装置の工事費用への補助金ということになっております。

続きまして 26 ページ、27 ページをお開きください。

27 ページの 1 番上の表になります。1 番上の表、5 目、他会計操出金、27 節、操出金の説明欄、水道会計操出金の 1,714 万 4 千円。こちらのほうは先ほどと同じように、管理型産業廃棄物最終処分場整備に対します地域住民の方の不安解消のため、対象の 3 地区、長竹、竹ノ倉、横山となりますが、対象 3 地区への上水道配水管整備に係る経費、1,279 万 3 千円と、上水道の基本料金及びメーター使用料の減免にかかります新型コロナウイルス感染症減収対策補助金として 435 万 1 千円を合わせたものを水道事業会計へ繰り出すものということになっております。

その下の病院会計の操出金の 3,176 万円。こちらのほうは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る病院事業特別会計への操出金となっております。

同じ 27 ページの下から数えまして 6 段目になります。5 款、1 項、3 目、農業振興費、18 節、負担金補助及び交付金の説明例欄、新型コロナウイルス感染症対策農産物出荷施設等整備事業補助金の 134 万 2 千円。こちらのほうは新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農産物の流通、販売体制を維持、強化することを目的にしまして、事業者が購入する機器と施設整備に係る補助金ということになっております。

続きまして 28 ページ、29 ページをお開きください。

29 ページの 1 番上の表になります。1 番上の表、7 目、山村振興費、18 節、負担金補助及び交付金の説明欄、中山間地域等直接支払交付金の 404 万 4 千円。こちらのほうにつきましては農業生産条件の不利な中山間地域等におきまして、集落等を単位に農用地を維持管理していくための協定を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付するものであります。この交付対象面積につきまして、当初予算で見込んでおりました面積から変更となる組織があることから、今回、交付金を増額するものとなっております。

同じ 29 ページの中ほどになります。6 款、1 項、1 目、商工振興

費の 12 節、委託料の説明欄、牧野公園（花見事業）管理委託料の△200 万円につきましては、コロナ対応地方創生臨時交付金を活用するため、当初予算で計上している委託料を減額するものです。例年好評の宝探しと各種イベントをさらに充実させ、昼夜を問わず牧野公園を訪れる花見客が増えるよう、委託先の花見実行委員会と検討を行い、今後の補正予算で再度計上させていただく予定とさせていただきます。

その下の道の駅基本設計委託料の 1,320 万円は道の駅基本計画の完了に伴い、建設に向けた基本設計業務を委託するものとなっております。

その下になります、照明アート制作委託料の 220 万円は J R 客車収容施設、こちらの照明アート制作委託料となっております、その施設の照明を花のアート作品に仕上げてまして、新型コロナウイルス感染症の影響で激減しております飲食業等への集客と観光需要、地域経済の回復を図るため、花見等の事業と連携して実施することで相乗効果を図ろうとするものとなっております。

その下の町観光事業及び町 P R 業務委託料の 291 万 5 千円はネットショップやスマートフォン対応とするため、観光協会ホームページを新装するための委託料ということになっております。

続きまして 30 ページ 31 ページをお開きください。

31 ページの上から数えまして 3 段目になります。9 款、1 項、2 目、事務局費、10 節、需用費の説明欄、消耗品の 585 万円は教育委員会事務局、学校関係、社会教育、社会体育関係の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の消耗品となっております。

その 2 つ下の段になります、12 節、委託料の説明欄、ふるさと教育教材電子書籍システム構築事業委託費の 979 万円はふるさと教育用教材としての副読本、教材デザイン等作成業務及び電子書籍化と作成業務に係る委託料となっております。

その下の段になります、17 節、備品購入費の 5,948 万 3 千円は小中学校の電子黒板 68 台分の購入費となっております。

その下の段になります、4 目、学校組合費、18 節、負担金補助及び交付金の説明欄、日高村佐川町学校組合加茂小中学校組合負担金の 393 万 9 千円。こちらのほうは加茂小中学校における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の消耗品と電子黒板 6 台を購入する費用の佐川町の負担金ということになっております。

その下の表になります、2 項、1 目、学校管理費、10 節、需用費の説明欄、消耗品の 422 万 1 千円。こちらは小学校における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の消耗品となっております。

その 2 つ下の段になります、2 目、教育振興費、8 節、旅費の説明欄、特別旅費の 435 万円は佐川小学校、斗賀野小学校、尾川小学校の修学旅行が中止になった場合のキャンセル料を見込んでおります。

その 2 つ下の段になります、13 節、使用料及び賃借料の説明欄、自動車等借上料の 263 万 3 千円は修学旅行のバス借上料で、3 密を避けるための追加費用となっております。

その 2 つ下の段になります。3 目、放課後児童対策費、7 節、報償費の説明欄、謝礼金の 151 万 8 千円。こちらにつきましては、放課後児童クラブ事業と放課後子ども教室事業におきまして、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、既存の教室のほかにも使用し、分けて運営したことにより、人員の確保が必要になったことなどによるものとなっております。

続きまして 32 ページ、33 ページをお開きください。

33 ページの中ほどより上になります。3 項、1 目、学校管理費、10 節、需用費の説明欄、消耗品の 200 万円は中学校における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の消耗品となっております。

その下の段になります、2 目、教育振興費、8 節、旅費の説明欄、特別旅費の 606 万円は中学校の修学旅行が中止になった場合のキャンセル料を見込んでおります。

その下の表になります。4 項、1 目、社会教育総務費、12 節、委託料の説明欄、司牡丹酒造株式会社焼酎蔵耐震診断（事業化検討業務）委託料の 506 万円は上町にあります焼酎蔵の耐震診断を実施するための委託料となっております。

歳出の説明は以上でございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

事項別明細書の 10 ページ、11 ページをお開きください。10 ページ、11 ページになります。

1 番上になります。9 款、1 項、1 目、地方特例交付金の説明欄、減収補填特例交付金の 437 万 3 千円は減収補填特例交付金につきまして、交付決定額により増額となるものとなっております。

その下の表の 10 款、1 項、1 目、地方交付税の説明欄、普通交付

税の 1 億 3,952 万 3 千円は交付決定額により増額となるものとなっております。

11 ページ、同じ 11 ページの中ほどになります。14 款、1 項、1 目、民生費国庫負担金の説明欄、未熟児養育医療費国庫負担金（過年度分）の 511 万 7 千円は令和元年度実績の確定に伴い、国庫負担金の精算による追加交付となっております。

同じ 11 ページの下から数えまして 5 段目になります。2 項、1 目、民生費国庫補助金、2 節、児童福祉補助金の説明欄、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業補助金の 150 万円は歳出で説明をいたしました、子育て世帯への臨時特別給付金に係る国からの補助金となっております。

その 2 つ下の段になります、5 目、教育費国庫補助金、1 節、中学校費補助金の説明欄、学校保健特別対策事業補助金の 100 万円は、歳出で説明いたしました、中学校における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として購入する消耗品に係る補助金となっております。

その下の段になります、3 節、小学校費補助金の説明欄、学校保健特別対策事業費補助金の 225 万円。こちらのほうも歳出で説明をいたしました、小学校における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として購入する消耗品などに係る補助金となっております。

その下の段になります、8 目、総務費、国庫補助金、1 節、総務費補助金の説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の 2 億 8,270 万 5 千円。こちらのほうは新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、緊急経済対策の全ての事業についての対応とし、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう交付されるものとなっております。

続きまして 12 ページ、13 ページをお開きください。

13 ページの中ほどより上になります、15 款、2 項、2 目、民生費県補助金、2 節、児童福祉補助金の説明欄、高知県保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業補助金の 850 万円。これも先ほど歳出で説明をいたしました、公立、私立の保育施設、私立で実施する延長保育事業、公立、私立で実施する一時預かり事業におきまして、公立が購入する感染防止用の消耗品、備品の経費、そして私立が購

入する同様の経費に係る私立への補助金、それに対する補助金ということになっております。

その下の段になります、3目、衛生費県補助金、1節、保健衛生費補助金の説明欄、上水道整備支援補助金1,545万3千円。これも歳出のほうの水道事業への繰出金等で説明いたしました、管理型産業廃棄物最終処分場整備に対する地域住民の不安解消のため、対象3地区への上水道配水管及び個人宅内への給水装置整備のために、高知県から補助されるものと、補助金となっております。

その下の段になります、4目、農林水産業費県補助金、1節、農業費補助金の説明欄、中山間地域等直接支払交付金の269万7千円。こちらでも歳出で説明いたしました、中山間地域等直接支払交付金に係る補助金ということになっております。

その下の、高知県新型コロナウイルス感染症対策集出荷施設等整備補助金の134万2千円。こちらでも歳出で説明いたしました、新型コロナウイルス感染症対策農産物出荷施設等整備事業補助金に係る補助金となっております。

下から2つ目の表になります、17款、1項、4目、ふるさと給付金の1億2千万円は歳出でも説明しましたとおり、本年度のふるさと納税の寄附金が増加しておりますので、寄附金の見込み額を増加するものとしております。

その下の表になります、18款、1項、1目、財政調整繰入金の△1億428万8千円。こちらのほうは今回の補正の歳入の増額によりまして、繰入額を減額するものとなっております。

その下の段になります、2目、その他基金繰入金の説明欄、ふるさと納税寄附金基金繰入金の6,322万円は歳出で説明をいたしましたふるさと納税寄附金の増加に伴います経費、その経費の財源とするための基金からの繰入金となっております。

続きまして14ページ、15ページをお開きください。

1番上の表になります。19款、1項、1目、繰越金の4,652万3千円。こちらは前年度からの繰越金となっております。

その下の表になります。21款、1項、4目、臨時財政対策債の903万9千円。こちらのほうは地方債のほうで説明いたしました、令和2年度の普通交付税の額の確定により、臨時財政対策債の発行可能額が決定したことによる増額ということになっております。

その下の5目、農林水産業債の860万円。こちらのほうは当初予

算で計上しております、新食肉センター負担金の財源とするものとなっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

町民課長（和田強君）

それでは私のほうから、議案第 61 号、令和 2 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明をさせていただきます。

補正予算書の事項別明細書の 10 ページ、11 ページをお開きください。歳出から説明させていただきます。

1 番上の段、5 款、1 項、1 目、保険衛生普及費、12 節、委託料につきましては、糖尿病性臨床重症化予防の取り組みのため、情報提供料として医療機関に支払うものとして 3 万円を増額補正するものです。

続きまして、真ん中の段、7 款、1 項、9 目、その他償還金、22 節、償還金利子及び割引料、こちらにつきましては説明欄に記載のとおり、平成 30 年度及び 31 年度の介護納付金の精算金として県に納めるものとして 4 万 5 千円を増額補正をするものです。

1 番下の段、8 款、1 項、1 目、予備費につきましては、前年度の繰越金及び特定健康診査の負担金の過年度精算金、そして追加される額、そして事業費納付金の過年度の精算金として返還される額の合計金額で 2,720 万 9 千円を予備費として増額補正を行うものです。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

ページを 1 ページお戻りください。8 ページ、9 ページになります。

上の段、3 款、1 項、1 目、保険給付費等交付金、2 節、特別交付金につきましては、歳出で説明させていただきました糖尿病性腎症重症化予防の取り組みのための、情報提供料相当額を県から特別交付金として交付されるもので、3 万円を増額補正を行うものです。

続きまして、2 番目の段、6 款、1 項、1 目、繰越金につきましては、前年度の繰越金として 2,696 万 6 千円を増額補正を行うものです。

最後、1 番下の段になりますが、7 款、2 項、7 目、特定健康診査等負担金につきましては、令和元年度の負担金の精算額として追加交付されるもので、5 万 2 千円を増額補正を行うものです。

同じく 8 目、雑入につきましては、退職被保険者に係る事業費納付金の過年度の精算金として、県から返還されるもので、23 万 6 千

円を増額補正するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私のほうから、議案第 62 号、令和 2 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の御説明をさせていただきます。

事前にお配りいたしました補正予算書、ちょっと見づらくなっております。今日、手元にお配りした補正予算書をご覧いただけたらと思います。

歳出のほう、説明をさせていただきます。

10 ページ、11 ページをお開きください。

まず、上の段、3 款、2 項、1 目、総務費の期末勤勉手当、それから扶養手当、合計してマイナス 138 万円となっています。これは、一般会計でも御説明ありましたが、4 月の人事異動による減額となっております。

それから、2 段目の 3 款、3 項、2 目と、それから、その次の 3 款、4 項、1 目、説明欄にあります会計年度任用職員の関係の人件費につきましては、これも一般会計と同様に、令和元年度の人事院勧告に基づくものを反映したものとなっております。

そして、最後の段になりますが、7 款、1 項、2 目、償還金、介護給付費の償還金。これにつきましては令和元年度の介護給付費が確定したことによりまして、国及び県に返還する償還金、合計して 2,033 万 7 千円を計上させていただいております。

戻りまして、歳入のほうになりますが、8 ページ、9 ページをお開きください。

その中で 2 段目になりますけれども、4 款、1 項、1 目、2 目の中で説明欄にあります、介護給付費の交付金、それから施設介護給付費交付金（過年度生産分）。それから 1 段飛びまして、過年度分ということで千円計上させていただいておりますが、これにつきましては令和元年度、前年度の実績確定による追加の交付金があるということで、この金額を計上させていただいております。

そのほかにつきましては、それぞれ歳出で御説明をさせていただきました、職員、それから会計年度任用職員の人件費補正において、それぞれ財源負担割合に応じて減額、増額をしております。なお、最後の段になりますが、7 款、2 項、1 目の介護保険事業運営基金からの繰入金 1,853 万 7 千円。金額が大きくなっておりますが、こ

れにつきましては、さらにそれに加えて、歳出で説明をさせていただきました介護給付費の国、県への償還金の財源充実に充てらせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

建設課長（池内伸雄君）

それでは私から、議案第 63 号、令和 2 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 1 号）について説明をさせていただきます。

補正予算書（第 1 号）の 1 ページをお開きください。議案本文にありますとおり、この補正は令和 2 年度佐川町水道事業会計予算に定めております、第 3 条収益的収入及び支出、第 4 条資本的収入及び支出の予定額につきまして、補正予算額のとおり補正をさせていただくものであります。

次に、7 ページ、事項別明細書をお開きください。

収益的収入及び支出の表でございます。上の表、収入をご覧ください。

1 款、2 項、2 目、他会計補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金減免に関する減収補填のため、一般会計から 435 万 1 千円を補助金として受け入れるものであります。

下の表、支出をご覧ください。

1 款、2 項、2 目、消費税及び地方消費税につきましては、今回の資本的支出額の増額補正に伴う、消費税納税額の減額 76 万 8 千円、3 目、雑支出につきましては納税計算において、補助金収入に係る仕入れ控除税額からの減額調整額の費用化 39 万 5 千円をそれぞれ補正するものであります。

8 ページをご覧ください。資本的収入及び支出の表でございます。

収入、1 款、4 項、1 目、一般会計出資金及び支出、1 款、1 項、3 目、拡張工事費につきましては管理型産業廃棄物最終処分場の整備に伴い、補助対象地区に配水管を整備するため、一般会計からの出資金の受け入れ、及び、調査設計費用といたしまして、それぞれ同額の 1,279 万 3 千円の増額補正を行うものであります。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

議案第 64 号、令和 2 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明させていただきます。

補正予算書の 1 ページをご覧ください。

第2条、収益的収入及び支出の補正、補正予定額、第1款、病院事業収益、6,462万円の補正予定をしてございます。第2項、医業外収益2,642万円。第6項、特別利益3,820万円。

支出の方では第1款、病院事業費用4,462万円。第1項、医業費用、642万円、第6項、特別損失3,820万円。

第3条には資本的収入及び支出の補正がございます。

補正予定額、第1款、資本的収入2,534万円。第3項、負担額、同額でございます。支出の部では第1款、資本的支出2,534万円。第1項、建設改良費、同額でございます。

事項別明細書の6ページ以降をご覧ください。

まず、事項別明細書6ページでございます。収益的収入及び収入の部です。説明欄のところをご覧ください。

642万円一般会計、642万円新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金に係る繰入金、642万円一般会計負担金でございます。

続いて補助金のほうでは説明欄をご覧ください。

高知県新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金2千万円、これ県補助金でございますが、これにつきましては本年度単独経費で予算化している清掃委託費、寝具リース、検査委託費などについて、既に単独財源で予算化している場合、99床以下の病院には上限2千万円として国が補助するという補助金でございます。高北病院は98床ですので、これら2千万円の対象になりますが、期月予算ではこれらの経費は2千万を超えて予算化しておりますので、2千万円の補正が補助として認められるため、補正を組むものでございます。

それから、その次の下の端、3,820万円。高知県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労交付金。これは国からの補助でして、帰国者接触者外来とか、濃厚接触者PCR検査、発熱外来診察室など、感染症対応している病院などの従事者に交付されるものでございます。高北病院関係では病院関係で184名、病院職員、会計年度含めまして142名、委託職員20名、研修医、非常勤医師17名、合計しまして184名で1人当たり20万円、3,680万円。それから、介護施設、老健、デイケア、デイサービスの職員あわせまして28万円。一人当たり5万円、計140万円のトータル3,820万円の慰労交付金も予算化でございます。

次の支出のところをご覧ください。

支出のところの経費の補正予定額、642万円。これは先ほど説明し

ました、新型コロナの地方創生臨時交付金に係る繰入金 642 万円の支出の内訳をこちらで予算化しております。

まず、消耗品のところで 136 万円ありますが、ここではオゾン脱臭除菌装置購入費。これは可動式のものですが、10 台、オゾン脱臭装置を購入するようにしています。これは外来診察室とか、人工透析室に配置するものでございます。これは 61 万円。それから、車待機患者呼び出しベル購入費、これは発熱外来診察室を実施する場合、問診や診療の待機として車で待っていただくようにしております。その際の呼び出しベルでございまして、充電スタンドとか受信機、中継機、送信機含めまして 75 万円。トータルしまして 136 万円でございます。

それから、次の修繕費 110 万円ですが、これは天井埋込型オゾン脱臭装置。ファンとかオゾンランプの取り付けの修繕費であります。これはもともと高北病院の 1 階から 4 階までの天井に 109 個、こういった装置がつけられておりますが、これのファンとかオゾンランプを取り付け工事を行い、新型を取り付けて除菌対応をしていくものでございます。

それから、委託料の 396 万円、これはオンライン面会に伴う院内環境整備業務委託料。新型コロナ等発生により、面会謝絶とかいうことがたびたび繰り返されております。面会謝絶になりますので、入院患者にご家族等会えませんので、その際にはオンライン面会をインターネット用の無線 LAN の環境整備、インターネット環境整備、患者の W i - F i 環境整備とかネットワーク配線サービスとかいうことを実施してオンライン面会を行うものです。396 万円です。

下の端の、新型コロナ感染症対応従事者への慰労金。これは先ほど収入の部で説明したところの支出でございます。

次のページ、最後のページになりますが、8 ページをご覧ください。

ここは資本的収入及び支出のところでございます。

まず、収入のところ、資本的収入一般会計の負担金、これも先ほどもありました、これは資本的収入の部の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る繰入金 2,534 万円であります。ここで、収入を受け入れて、支出のほうは、補正予算額のところ、建設改良費のところに 2,534 万円というものがございます。

これは、2 種類になっておりまして、1 つが施設整備、841 万円に

なってます。これは帰国者、接触者外来診察室を玄関から入って病院の1番奥の端に、奥の端、救急の出入り口の隣に専用で設置しました。そこへ救急の出入り口からその帰国者、接触者外来診察室へ専用の出入り口をつくるものと、その外へ待ち合いのプレハブユニット3棟タイプエアコン付きのものを設置する。

合わせて救急出入り口のところでは救急の玄関の外では車両から上がって行くところですが、あそこには濃厚接触者のPCR検査、いわゆるドライブスルー方式でやっておりますが、下の町道から全て44メートルありますけど、見える状態になってます。下の通行人から見えるような状況になっておりますので、目隠しフェンスを設置するものでございます。これが726万円。

あとは倉庫の改良費。これは病院駐車場に面して旧の事務所の1階部分、倉庫がありますが、非常に使いづらい。その倉庫を医療用テントなど緊急時用品の収納倉庫改良工事として、115万円計上してございます。2段棚を3方に設置する。床の防塵塗装90平方メートル、解放軽量シャッター化など壁工事、現在使われておりませんダクト配管とかガス配管とかの撤去などにかかる費用でございます。

それから、医療機械器具など購入費2,693万円。これはまず1つが現在、病院入ったところで我々が額の近くではかる検温器でやっておりますが、これをサーモグラフィーの体温計に変える、体温計を購入して、そのサーモグラフィーで検温するものでございます。これが67万円。

それから、医療用テント購入費。前は一時的に災害時のテントを借りてやっておりましたが、病院の玄関前に発熱外来診察室を設置する場合の医療用のテントでございます。これにはテント内に医療用の陰圧装置膜を設置したもので、電動送風機器付、換気ダクト付、冷暖房装置付のものでございます。

それからポータブルレントゲン装置購入費800万円。これはコロナの疑いのある患者、肺炎と診断される評価が異常に高いですが、院内のX線撮影装置のあるところまで移動せずに先ほどの発熱外来などで利用できるものです。持ち運びができるものでございます。

同じく、ポータブル画像診断装置。これは呼吸器症状のある患者の評価、診断をするものですが、通常でしたらこれも同じように院内のエコー室へ患者さんを移動してもうて、検査せないかんのを移動式のポータブルのものを購入して外来やテント内等での診察をす

るものでございます。

あと、3階のほうには検査をした結果、陽性結果がまだ出てない患者さんで、入院が必要な方には入院をしてもらうようになっていますが、結果が出るまでの間、入院してもらうようになっていますが、それへのエリアのパーテーション等についての購入費 75 万円と。

以上、1,693 万円ということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

町民課長（和田強君）

それでは私のほうより、議案第 65 号、佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。

佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続きにおける、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正が、令和 2 年 5 月 25 日に施行されたことにより、通知カード、この通知カードというのは紙のカードになりますが、その交付が廃止されまして、再交付もできなくなったことから本条例の一部を改正するものです。

参考資料、議案第 65 号関係をご覧ください。

こちら、改正箇所が 2 カ所になってございまして、一つは省令の名称が変更になっておりますので、その改正、そして、再交付の手数料、再交付がなくなりましたので、その手数料を削除させていただいております。この改正によりまして、通知カードをなくした方が、マイナンバーの提示が必要になった際には、プラスチック製の写真入りのマイナンバーカードまたはマイナンバー入りの住民票等を交付申請いただいて、それで対応していただくということになります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

建設課長（池内伸雄君）

私から、議案第 66 号、令和元年度佐川町水道事業会計利益剰余金の処分について、説明をさせていただきます。

令和元年度の決算におきまして、1,607 万 1,378 円の利益が出ております。この純利益につきましては、企業債の償還に充てるため、減災積立金として積み立てをしたいと考えておりますことから、地方公営企業法、第 32 条、第 2 項の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

私から、議案第 67 号、工事請負契約の締結について説明をさせていただきます。

この議案第 67 号の工事につきましては、令和 2 年度、3 年度佐川町デジタル防災行政無線システムの整備工事ということになっております。契約の目的、契約の方法、契約金額、契約の相手方につきましては町長の提案説明のとおりでございます。

参考資料、議案第 67 号関係で説明をさせていただきますので、参考資料のほう、ご覧いただきたいと思います。A 4 の資料 1 枚ということになっております。

こちらの参考資料の 1、入札（一般競争入札）とありますが、これはこの工事の入札結果ということになっております。

続きまして、2 の工期につきましては契約日から令和 4 年 3 月 31 日までとしております。

3 番の工事概要につきましては、同報系防災行政無線、移動系防災行政無線の更新及び防災アプリの導入等ということになっております。主な業務内容をこちらのほうに列挙しております。

同報系防災行政無線の更新といたしましては、この役場の庁舎にございます、親局設備の更新、そして虚空蔵山にございます中継局設備の更新、そして各地区にございます子局設備の更新。

そしてなかなか放送が聞こえづらいという住民の方に配布しております戸別受信機の更新ということになっております。

また、移動系防災行政無線の更新といたしまして、高知県との連携を図ると。

最後になりますが、防災アプリの導入、これスマートフォン等に導入されるものでありますが、防災アプリも新たに導入するというような内容になっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

それでは私のほうから、議案第 68 号、工事請負契約の締結につきまして、補足の説明をさせていただきます。

参考資料議案第 68 号をご覧ください。

資料につきましては 4 枚綴じております。資料右下にページを記載しております。

1 枚目の A 4 資料が入札の結果になっております。工事名は J R 客車収容施設ほか、周辺整備工事でございます。令和 2 年 8 月 26 日に指名競争入札を行いました。

以下税抜きの金額で、予定価格が 6,757 万 4 千円。最低制限価格 6,081 万 6 千円。落札価格が 6,690 万円で、落札者は大原建設株式会社でございます。予定をしております工期は令和 3 年 3 月 20 日までとしております。

参考資料の 2 枚目には A 4 サイズの事業概要の資料を添付させていただいております。整備する施設につきましては国内に残る唯一の 4 輪 2 棟木製客車を展示するもので、施設内は駅構内の雰囲気再現をしまして、客車への乗り入れも可能といたします。収容施設には客車展示のほか、情報発信、それから観光案内、休憩スペースを設けるとともに、あわせまして佐川観光協会の事務室も整備いたします。また、建築予定の東隣にございますが、佐川文庫庫舎前の敷地を再整備を予定しております。整備後はイベントの広場として活用する予定をしております。また、浜口家住宅の内部の一部ですが改修をしまして、物販、それから飲食、宿泊機能の充実を図ることとしております。資料左下のパーツが全体完成のイメージとなっております。資料右下には客車の写真を載せてございます。

資料 3 枚目の表 3 ページには平面図を綴じております。下側半分が施設配置計画となっておりまして、資料の上側が北側となっております。ハッチングしている部分が施設が今回、整備をする J R 客車の収容施設で、その右側、東側ですが、文庫庫舎、さらにその東側に旧浜口家住宅観光協会がございます。

次に、その裏ですけども、4 ページ目には整備する収容施設の詳細平面図を載せてございます。資料の左側が北となっておりまして、前面の町道側となります。右側が南の山側となっております。収容施設は延べ床面積 147.5 平方メートル、北側に図面、左側ですけども、客車の展示室と休憩スペースを設けることとしておりまして、面積は展示室、休憩室合わせて 96.8 平方メートル。山側の南側、図面の右側ですけども、ここに観光協会の事務室、倉庫、休憩室を設けることとしておりまして、面積が 50.7 平方メートルとなっております。

4 枚目の表 5 ページとその裏 6 ページの図面につきましては立面図を添付しております。外観のイメージですので、どうぞ御参考に

ご覧ください。

以上で説明は終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

私から、議案第 69 号、工事請負契約の変更契約の締結について、御説明をさせていただきます。

今回の変更契約の工事につきましては、佐川町役場庁舎非構造部材等耐震改修工事ということになっております。契約の目的、契約金額、契約の相手方は町長の提案説明のとおりでございます。

参考資料、議案第 69 号関係で説明をいたしますので、参考資料をご覧ください。改修後の図面の平面図ということになっております。

変更契約で行う工事はこの本庁舎の 2 階、3 階のトイレの改修ということになっております。改修の概要のほうの御説明をいたします。

現在、2 階、3 階のトイレは男女共用ということになっております。このトイレを男女別に改修するという内容となっております。各階のトイレをそれぞれ男女別にするのはスペース的に難しいため、デパートなどにありますように、フロアを分けまして、2 階を男性専用、3 階を女性専用に変更を行うものとしております。

この図面の 2 階は男性専用のトイレということになっております。こちらのほうの一つのありました和式のほうを洋式の便器のほうにいたします。そして、図面の 3 階は女性専用のトイレということになっております。現在の小便器を撤去いたしまして、現在の個室スペースを 1 カ所から 3 カ所にするということになっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育次長（吉野広昭君）

それでは、議案第 70 号について御説明をさせていただきます。

議案第 70 号、物品購入契約の締結につきましては、G I G A スクール構想の推進に伴う、町立学校への情報端末機器の整備に関するもので、8 月 28 日に行われました指名競争入札の結果を受け、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例に基づきお諮りするものでございます。

なお、今回の入札につきましては、町立の小中学校 6 校への情報端末機器 813 台の購入と端末機器へのアプリの導入及び設定等に係る委託業務の総額により実施しております。

契約の相手方は高知県高知市一ツ橋町 1 丁目 36 番地、四国情報管

理センター株式会社、代表取締役、中城一で、契約金額が 4,249 万 1 千円です。

参考資料、議案第 70 号関係をご覧ください。

1 枚目につきましては①として、落札価格の総額を記載しております。落札価格は税抜きで 6,820 万円、契約額が 7,502 万円、②としまして、物品購入契約額、機器等設定委託契約額をそれぞれ記載しております。契約額が物品購入に係るものが 4,249 万 691 円、機器の設定に係るものが、3,252 万 309 円となっております。③につきましては購入する機器の台数及び、学校別の台数等を記載しております。4 番につきましては機器の設定する委託業務の内容を記載しております。また、設定が必要なソフト、アプリの名称、機器の設定の委託内容を記載しております。

納期につきましては⑤に記載のとおり、令和 3 年 3 月 31 日となっております。参考資料の 2 枚目には今回購入を予定しております機器の写真を添付しております。また、3 枚目に入札結果を添付しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

以上で、認定第 1 号から議案第 70 号までの提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議を 7 日の午前 9 時とします。

本日はこれで散会します。

散会 午後 0 時 18 分

